

〈ごみの区分〉

ごみの種類	変更後の区分	変更前の区分	出し方のポイント
シャンプー・リンス容器 (プラスチック製)	可燃ごみ※	不燃ごみ	ポンプ・ふたは 不燃ごみ
食用油ボトル	可燃ごみ	不燃ごみ	

※はさみで切れない硬さのもの（プラスチック製）は不燃ごみ

平成31年1月からごみの区分と出し方が一部変更となります。
主な変更は次のとおりです。

ごみの区分と出し方が一部変更になります



ごみの出し方

可燃ごみで大きいものや長いものは、60cm四方又は60cm以内に切断していただいていたしましたが、切断しなくても指定袋に入る場合は、可燃ごみとして出していただくことができます。その際、袋は口をしっかり結んで閉じ、逆さにしてもごみがないようにしてください。

指定袋に入らない場合は、可燃粗大ごみとしてこれまでと同様に名和クリーンセンターへ直接搬入してください。

今後ともごみの分別と排出量削減にご協力をよろしく願います。

◆問い合わせ先

住民課

☎ 0859・54・5210



はい！消費生活相談窓口です

あなたの行動で社会が変わります！

「SDGs」(エスディージーズ)

ご存知ですか？

消費者相談窓口では、消費者トラブルの相談や被害防止に加えて、よりよい暮らしのために情報をお伝えします。できることを考えてみましょう。

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、『持続可能な開発目標』という意味で、2030年までに、よりよい未来、社会を実現するために世界共通の目標として、2015年に国連で採択されました。

SDGsには「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「つくる責任つかう責任」など、17の世界共通目標があります。

例えば、「つくる責任つかう責任」では、私たち消費者が、人や社会、環境に配慮した商品を購入して使うエシカル消費もその一つにあてはまります。具体的には、

- ・ 地元で生産加工：旬のもの ⇒ 輸送などコスト削減、地域振興
- ・ 環境にやさしい：詰め替え ⇒ 自然保護、資源節約、ごみ減量 など。

政府、民間、社会の協力や一人ひとりの行動が必要になり、貧困や不平等・格差、気候変動など様々な問題について根本的な解決を目指しています。

◆お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください◆

住民課 ☎ 0859-54-5210 (平日) 鳥取県消費生活センター ☎ 0859-34-2648 (平日・土日)